



# サプライヤー行動規範 2024年版

# 目次

## はじめに



- 2 オペレーション・ディレクターからのメッセージ
- 3 はじめに
- 5 共に、Better Tomorrow™ (より良い明日)の実現へ: サプライヤーとの協働

## 遵守



- 7 遵守

## 人権



- 10 人権

## 定義

「BAT」「グループ」及び「当社」とは、British American Tobacco p.l.c.と、そのすべての子会社を意味します。

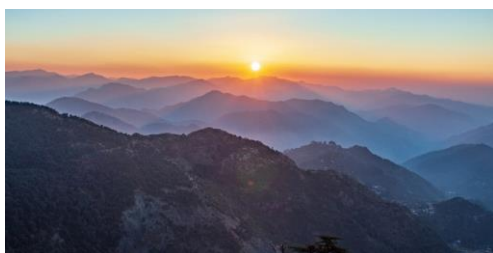
「規準」とは、(i) [www.bat.com/sobc](http://www.bat.com/sobc) 及び当社のSoBCアプリから入手可能なグループの「業務遂行規準」や、(ii) グループ会社が採用し、現地のウェブサイトから入手可能な現地版の規準のことを意味します。

「規範」とは、本「サプライヤー行動規範」のことをいい、[www.bat.com/principles](http://www.bat.com/principles)、[www.bat.com/suppliercode](http://www.bat.com/suppliercode)及び当社のSoBCアプリから入手できます。

「サプライヤー」とは、BATのグループ会社に直接的な製品材料や、間接的な物品・サービスを納入又は提供する第三者を意味し、コンサルタント、独立請負業者、エージェント、メーカー、一次生産者、下請業者、流通業者、卸売業者を含みます。

「従業員」とは、サプライヤーの従業員や請負業者を意味し、正規、常勤、非常勤、短期、臨時、請負、派遣、移民の従業員を含みます。

## 環境の持続可能性



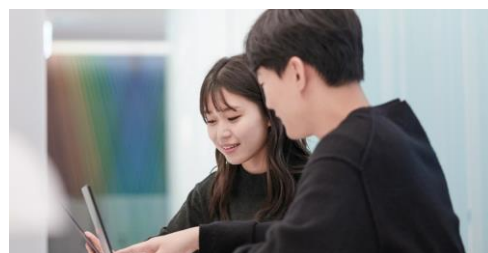
- 13 環境の持続可能性

## マーケティングと取引



- 17 マーケティングと取引

## 事業の誠実性



- 19 事業の誠実性

# オペレーション・ディレクターからのメッセージ

BATにおける変革とは、当社の環境・社会・ガバナンス(ESG)の優先事項に注力しながら、事業が健康へ及ぼす影響を低減することを意味します。

当社の持続可能性に対するアプローチが、当社の事業のみならず、その広範なサプライチェーンにも適用されるということが極めて重要です。

当社は複雑、かつ極めて重要なサプライチェーンに依存しており、そのサプライチェーンを将来に適したものにする必要があります。だからこそ当社は、影響力を生かし、作物から消費者に至るまで持続可能性を向上させています。

BATグループは、小規模な農家や国際的なたばこ葉のサプライヤーから、たばこの紙やフィルターなど製品材料のサプライヤーに至るまで、世界中のサプライヤーの広範なネットワークと協働しています。新たなカテゴリーの製品では、電子たばこ・加熱式たばこの本体やeリキッドのサプライチェーンが拡大しています。また、ITサービスや施設管理など、当社の製品とは直接関係のない間接的な物品・サービスについても、膨大な数のサプライヤーと取引を行っています。

本規範の改訂により、ESGの取組みの強化、そして変化し続ける外部環境への対応を反映しました。

同時に、当社は引き続き社会にプラスの影響を与え、グループ全体で強固なコーポレートガバナンスを維持することに全力で取り組んでいきます。

2023年、当社は600社以上のサプライヤーにCDPサプライチェーン・プログラムへの参加を呼びかけました。こうした協働により、サプライヤーの関与を強化し、環境面での進歩を促進し、レジリエンス(強じん性)をさらに高めることができます。

気候変動への取組み、廃棄物の削減、循環型経済への移行、生物多様性と森林の保護、ウォーター stewardshipなど多数の世界的なESG重点分野、並びに社会へプラスの影響を及ぼすことは、当社のみで対処できるものではありません。当社はこうした取組みに、サプライヤーや契約農家、サプライチェーン関係者と共に取り組むことで、持続的な変化をもたらす解決策を生み出すことができます。

当社とサプライヤーとの関係において重要となるのが、懸念が生じた際に自信をもってスピークアップ(内部通報)することです。BATは、本規範及び業務遂行規準に対する違反の申立てを真摯に受け止めています。ですから、不正行為を認識している、又は疑っている場合には、本規範に記載されているさまざまなチャンネルを通じて通報してください。あげられた報告はすべて厳に機密として取り扱うことを、私個人としても確約します。たとえ通報内容に確信がない場合でも、通報者が報復を受けることはありません。

サプライヤーの皆様と緊密に協働することで、継続的な水準向上、持続可能な慣行の強化、共有価値の創出を実現できると確信しています。

**Zafar Khan**  
オペレーション・ディレクター  
2024年1月





# はじめに

BATの業務遂行規準(以下、「規準」)は、当社が追求する高度な誠実性を表したものです。本サプライヤー行動規範(以下、「本規範」)は規準を補完する文書であり、当社がサプライヤーの皆様にご遵守いただきたい最低限の基準が定められています。

## 国際基準

本規範は、人権の尊重に対する当社の継続的な取組みを支えるものであり、次の国際基準に基づいています。

- 国際連合(UN)ビジネスと人権に関する指導原則
- 労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言
- 経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針

## 法律の優先

本規範が現地の法律と矛盾する場合は、現地の法律が優先します。

本規範が、現地の法律よりも厳しい基準を定めている場合、現地の法律で違法とされない限り、その高い方の基準に従う必要があります。

## 範囲及び適用

本規範は、1ページ目に定義されているBATのサプライヤーすべてに適用されます。

サプライヤーには本規範の要請を満たすことが期待されており、これはサプライヤーとの契約にも組み込まれます。

さらに、サプライヤーには次のことが求められます。

- 自社の従業員、サブサプライヤー、代理人、下請業者及び関連する第三者すべてによる本規範の要請の理解及び遵守を徹底するために必要な措置を講じること。これには(サプライヤー及び提供される物品又はサービスに鑑み、適切な範囲において)適切な方針、手順、デューデリジェンス、トレーニング及び支援の整備が含まれます。
- 自社の新規及び既存のサブサプライヤー(該当する場合は農家を含む)に対し、本規範の要請の遵守を推進し、サプライチェーンにおける適切なデューデリジェンスを実施すること。

## グループの連絡先

本規範に基づき、サプライヤーからグループへの報告が求められる情報については、下記の連絡先までご連絡ください。

- サプライヤーが通常連絡するグループ会社の連絡先
- BATグループ調達部門長メール (procurement@bat.com)、電話(+44 (0) 207 845 1000)、又は次の住所まで文書を送付してください。British American Tobacco p.l.c., Globe House, 4 Temple Place, London WC2R 2PG, United Kingdom





# 共に、Better Tomorrow™の実現 へ：サプライヤーとの協働

サプライヤーは大事なビジネスパートナーです。当社は、両者が協働することで、水準向上、持続可能な慣行の推進、共有価値の創出、そしてすべての人にとってのA Better Tomorrow™を実現できると確信しています。

## 誠実性の追求

私たちは常に法に従って行動しなければなりません。しかし、誠実性を持つということには、徹底した法令遵守以上の意味があります。誠実性をもつためには、私たちの行為、行動及び事業が、責任感のある、正直で誠実、かつ信頼できる方法で遂行される必要があります。当社は、サプライヤーとの契約上の義務の遵守と公正な対応に、全力で取り組んでいます。

サプライヤーはBATに対し、グループの規準に従った、明確で建設的な取り組みや、尊厳と敬意をもった包括的な対応を期待してください。

BATの従業員による、グループの規準に反した行動に対する苦情や懸念がある場合は、BATに報告してください。次ページの「グループの連絡先」及び遵守の項の「スピークアップ(内部通報)」を参照ください。

## ベストプラクティスの追求

本規範に定められているのは、当社がサプライヤーに期待する最低限の基準です。サプライヤーには、自社の事業やサプライチェーンにおけるベストプラクティスや継続的な向上を追求することを奨励します。

この目的のため、当社では、グループの環境・社会・ガバナンス(ESG)の優先事項について、ベストプラクティスや優れた成果を示したサプライヤーの優遇に努めています。

次のような当社のサプライヤープログラムでも、この方針を取り入れています。

- たばこ葉のサプライヤーを対象とする、業界全体としての「Sustainable Tobacco Programme (持続可能なたばこプログラム)」。労働・人権から気候変動・生物多様性まで、さまざまなESG基準が含まれています。
- たばこ以外のサプライヤーを対象とする、当社のサプライチェーン・デューデリジェンスプログラム。人権リスクの評価や独立した労働監査を含み、国際基準に沿ったものです。

## サプライヤーに対する支援

当社は、サプライヤーが直面している状況は国によってさまざまであり、サプライヤーによっては、本規範のすべてに直ちに 대응することが難しいことを認識しています。

当社の最終的な目標は、当社のサプライチェーン内の水準を継続的に向上させることです。そのために、サプライヤーとの長期的な協働に取り組み、本規範の要請の遵守を支援します。

協働により、サプライヤーに当社のリソースや経験を利用していただき、認識や能力を高め、サプライヤーがベストプラクティスの水準を向上・達成できるようにすることを目指します。

## BATのESGの優先事項

グループのESGの優先事項についての詳細は、当社の最新版の総合年次・ESG年次報告書に記載されています( [www.bat.com/ESGReport](http://www.bat.com/ESGReport) から入手可能)。



### グループの連絡先

サプライヤーが通常連絡するグループ会社の連絡先

調達部門長：  
[procurement@bat.com](mailto:procurement@bat.com)

スピークアップ・チャンネル：  
[www.bat.com/speakup](http://www.bat.com/speakup)

スピークアップ・ホットライン：  
[bat.com/speakuphotlines](http://bat.com/speakuphotlines)



# 遵守

当社は、サプライヤーが本規範の要請を遵守していることを継続的に確認し、問題が発見された場合には調査し、是正に取り組みます。

## 法令遵守

サプライヤーには、適用法令、規範及び規則をすべて遵守し、倫理的に行動することが求められます。

そのため、サプライヤーは次のことを実施しなければなりません。

- 活動地域のあらゆる適用法令、規範及び規則を遵守すること(適用の程度は問わない)
- サプライヤーに重大な刑事及び民事訴訟が提起された場合は、直ちにグループに通知すること
- サプライヤーに課せられた罰金又は行政処分が、本規範に定める要請に何らかの形で関連する場合は、直ちにグループに通知すること



## 遵守の監視

当社は、内外の評価制度及び監査プログラムを通して、新規及び既存のサプライヤーが本規範の要求事項を遵守していることを検証する権利を留保します。

サプライヤーは、本規範に関連する検証活動(グループによる実施か、グループが雇用する第三者による実施かを問わない)に対し、合理的な協力を提供しなければなりません。これには、グループが要請する期間や適用法令が定める期間中、関連する文書及びデータを確実に保管すること、関連する人員、現場、文書及びデータに対する個別アクセスを許可することが含まれます。

かかる協力については、グループとサプライヤーで協議のうえ合意するものとし、必ず就業時間内で実施し、かつ事前に適切な通知を行うものとします。

これは、商業的に慎重な扱いを要する情報や機密情報に適用される法的制限を問いません。この場合(及び当該情報が検証活動に重大な関連性を持つと考えられる場合)、サプライヤーはグループとの協力により、当該情報の安全かつ合法的な開示に向け、相互に受諾できる仕組みを特定するよう努める必要があります。

## 懸念の報告

本規範や規準の要請に対する違反が疑われる、又は実在する場合、サプライヤーにはその特定、調査、対処及び報告に協力することが期待されます。

そのため、サプライヤーは次のことを実施しなければなりません。

- 自社の従業員が、内密に、報復行為を恐れることなく、理想的には匿名で、自らの会社やグループに直接質問をしたり、懸念を表明したり、本規範の要請に対する違反やその疑いを報告したりできるように、効果的な苦情処理手続き又は同等の手順を整備すること。
- 本規範の要請に関する違反やその疑いについて信頼性のある懸念があれば、直ちにこれを調査すること。まだ発生していない違反についてはその発生を回避し、すでに発生している違反についてはその影響を最小化・抑止するため、適切な措置を講じること。
- 本規範や規準に対する違反やその疑いがある場合、これを認識し次第、「スピークアップ」に記載の手順に従いグループに報告すること。

## スピークアップ (内部通報)

本規範や規準に対する違反やその疑いがある場合、サプライヤーが通常コンタクトしているグループの連絡先や、スピークアップ・チャンネルを通じて、通報することができます。スピークアップ・チャンネルは秘密厳守の独立した機関であり、[www.bat.com/speakup](http://www.bat.com/speakup) からアクセスできます。

当社のスピークアップ・チャンネルは独立して運営されています。オンラインのテキストメッセージや電話相談のホットラインが24時間365日、複数の言語で利用可能です。内密に(希望する場合は匿名で)、報復の心配なく利用することができます。電話(ホットライン)を使用する場合は、ウェブサイトに掲載されているリストから、自分の国に当てはまる国際電話番号を使用してください。

不正行為やその疑いに関する懸念の表明に対して、通報者は、たとえ不正行為の疑いについて確信がもてない場合でも、(直接的か間接的にかにかかわらず)いかなる形の報復も受けません。当社は、懸念を表明した人やその人に支援を提供した人、又は調査に参加した人へのいかなる報復、嫌がらせ、又は迫害を容認しません。

## 調査

当社は、本規範や規準に対する違反やその疑いに関する懸念、申立て、報告をすべて真摯に受け止めています。適切に、社内のポリシーと手順に従い、公正かつ客観的な調査を行います。

サプライヤーに対し、自社の手順に従った調査の実施を依頼する場合があります。

BATが求める場合、サプライヤーはBATと連絡を取り合い、BATへ調査の範囲、進捗及び結果、又は必要に応じて是正措置に関する情報を常に提供することが求められます(秘密保持又は適用法令の要件に従います)。

## 違反への対応

本規範の要請を遵守していない場合、グループは当該サプライヤーに次のことを求める権利を留保します。

- 所定の合理的な期間内に、該当する要請の遵守に向けた実質的な進捗状況を提示すること
- 所定の合理的な期間内に、該当する要請の完全遵守を実現すること

不遵守が深刻、重大、常習的である場合、又はサプライヤーが十分な責務を果たさない、何の対応も行われず、改善が見られないといった状態が続いた場合には、当社は当該サプライヤーとの取引関係を終了する権利を留保します。



### グループの連絡先

サプライヤーが通常連絡する  
グループ会社の連絡先

調達部門長：

[procurement@bat.com](mailto:procurement@bat.com)

スピークアップ・チャンネル：

[www.bat.com/speakup](http://www.bat.com/speakup)

スピークアップ・ホットライン：

[bat.com/speakuphotlines](http://bat.com/speakuphotlines)





# 人権

当社は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を適用し、その延長線として、事業及びサプライチェーンにおける人権の尊重に全力を尽くしています。

## 人権の尊重

サプライヤーには、世界人権宣言に述べられているように、他者の基本的人権を尊重した方法で事業を行うことが期待されます。これには、自社の従業員やサブサプライヤーの従業員等が含まれます(ただし、これに限りません)。

サプライヤーは、自社の活動や事業関係に関連した、人権への潜在的又は実在のマイナスの影響の特定に努めなければなりません。

自社の展開する事業が決して人権侵害につながらないように計らい、自社の活動や事業関係が直接もたらす又は一因となる、人権に対するマイナスの影響を是正するための、適切な措置を講じなければなりません。

当社はサプライヤーに対し、自社の従業員に関して(少なくとも)次の要請を満たすことを求めます。

## 平等及び差別の禁止

これには次のことが含まれます。

- 性的、言語的、非言語的又は身体的な性質であるかを問わず、あらゆる形式のハラスメントやいじめを職場から撤廃するよう取り組むこと
- すべての従業員に尊厳と敬意をもって接し、多様性とインクルージョンを推進し、いかなる形態であれ、法に反する差別を行わないこと

差別には、従業員の雇用、能力開発、昇進又は退職に関する判断に、人種、民族性、肌の色、性別、年齢、障害、性的指向、性同一性、性別表現、階級、宗教、政治的立場、婚姻状況、妊娠、組合への所属又は法により保護されているその他の特性に影響させることを含みます(ただし、これに限りません)。

## 安全衛生の保護

サプライヤーは、安全で衛生的な労働環境を提供するとともに、これを維持しなければなりません。

これには、具体的には次のことが含まれます(ただし、これに限りません)。

- 職場の安全衛生上の危険性や関連するリスクの特定及び対処に向けた手順を採用し、安全な職場慣行を実践すること
- 職場や施設、活動に適した火災リスク評価を行い、火災安全計画及び適切な火災予防・緊急避難のシステム・手順を実施すること
- 業務上の傷病防止策として(該当する場合は)適切な個人用防護具(PPE)を提供すること

- 可燃性物質等の健康又は環境に有害な物質の安全な取扱い、保管、移転及び廃棄のための適切な管理措置を(該当する場合は)実施すること
- 従業員が自身の業務に関連する安全衛生リスクや手順を認識できるよう、定期的に適切な訓練・情報を提供すること。これにはコンサルテーション(必要な場合)も含まれる
- 住居を提供している場合は、衛生・安全を確保するとともに、許容される基本的な生活環境水準と、従業員のニーズを満たすようにすること

## 結社の自由の尊重

サプライヤーは、すべての従業員が(適用法令に基づき)結社の自由や団体交渉に対する権利を行使できるようにしなければなりません。

これには、法、規則、一般的な労使関係と慣行、及び合意した会社との手続きの枠内で、労働組合又は従業員代表者を自らの代理人とする権利が含まれます。かかる労働者及び代表者は不利益を受けることなく、職場で合法的な活動を実施できなければなりません。

## 公正な賃金及び福利厚生

サプライヤーは、公正な賃金と福利厚生を提供しなければなりません。

少なくとも、サプライヤーは適用される最低賃金等に関する法令又は団体協約を遵守しなければなりません。

## 児童労働の禁止

当社はサプライチェーンにおける児童労働の撲滅に取り組んでいます。

具体的には、すべてのサプライヤーに対し、次の国際労働機関の指針に従うことを求めます。

- 危険とみなされる作業又は子どもの健康、安全若しくは道徳を損なう可能性がある作業は、18歳未満の子どものに行わせてはなりません。
- 就労の最低年齢は、現地の法律に基づく就労可能最低年齢又は法律で定められた義務教育を修了する年齢未満であってはならず、いかなる場合でも15歳以上でなければなりません。

現地の法令に則している場合は、13歳から15歳の児童が軽作業を行うことは可能です。ただし、その仕事が当該児童の教育や職業訓練を妨げないこと、あるいは危険とみなされる活動又は当該児童の健康や発達を害する可能性のある活動(機械設備の操作、農薬を扱う作業等)を一切含んでいないことを条件とします。当社はまた、監督当局が承認した研修や実習も例外として認めています。

## 「現代の奴隷制度」又は「労働の搾取」の禁止

サプライヤーは、事業において「現代の奴隷制度」や労働の搾取が一切行われないようにしなければなりません。

これには奴隷制、奴隷状態、強制労働、拘束労働、不随意の労働、人身売買又は不当労働が含まれます。

そのため、サプライヤー、その代理人・労働あっせん者又はサプライヤーに代わって業務を行う第三者は、従業員に次のことを求めてはなりません。

- 採用料の支払、ローンを組むこと、不当なサービス料や預け金の支払
- 身分証明書、パスポートの原本を手渡すこと、又は許可証を預けること

国内法又は雇用手順で身分証明書の使用が求められている場合は、サプライヤーは法律に従って厳密に使用しなければなりません。

身分証明書は、セキュリティ又は保管上の理由でのみ保持又は保存されなければならない。その場合も従業員による真意の、かつ書面でのインフォームドコンセントが必要です。また、身分証明書は、従業員が自由にアクセスでき、いつでも制約なしに取り戻せる状態であればなりません。

## 紛争鉱物

紛争鉱物とは紛争地域やリスクの高い地域で産出された特定の鉱物のことで、武装勢力や人権蹂躪に直接的又は間接的に資金や利益をもたらしている可能性があります。

当社では、グループに納入される製品や材料に、コロンバイト・タンタライト(コルタン)、すず石、金、鉄マンガン重石、コバルト、又はそれらの派生物(タンタル、すず、タングステンを含む)が含まれている場合、それらが紛争鉱物でないことを確認するために次の対策を講じることをサプライヤーに求めます。

- 適切なデューデリジェンスの実施に努めること
- 自社のサプライヤーに対し同様のデューデリジェンスの実施を求める等、産出国について合理的な照会を行うこと
- グループに対し(要請がある場合には)、デューデリジェンス及び産出国の照会に関する情報を提供すること

## 労働時間

サプライヤーは、法律上義務付けられている労働時間の上限等を考慮したうえで、労働時間等に適用されるすべての法令又は団体協約を遵守しなければなりません。



### グループの連絡先

サプライヤーが通常連絡するグループ会社の連絡先

調達部門長:

[procurement@bat.com](mailto:procurement@bat.com)

スピークアップ・チャンネル:

[www.bat.com/speakup](http://www.bat.com/speakup)

スピークアップ・ホットライン:

[bat.com/speakuphotlines](http://bat.com/speakuphotlines)



# 環境の持続可能性

当社では、事業全体及び広範なサプライチェーンにわたって、環境管理のベストプラクティスを追求し、グループの事業が自然環境に与える影響を低減することに全力で取り組んでいます。

## 環境への影響

サプライヤーには、自然環境に対する影響を特定し、理解するとともに、これを回避し、最小限に留めるための活動に積極的に取り組むことが求められます。

これには、実施可能な場合、環境ポリシー及び環境管理システムの整備が含まれます。

環境に対する影響には、大気、水、土壌及び森林への排出、材料の使用、天然資源の消費並びに廃棄管理慣行に関連する影響が含まれます(ただし、これに限りません)。

サプライヤーは、該当する場合には、森林伐採や生息地の分断化の防止、絶滅危惧種の保護といった生物多様性の保護についても考慮する必要があります。

## 環境管理

サプライヤーには、自社製品の設計、生産過程及びサービスの供与に環境配慮を統合し、環境管理に関するすべての現地適用法令及び規制要件を遵守することを期待します。これらの取り決めを、サプライチェーンにも適用する必要があります。

それには、ESG方針及び慣行を事業戦略と業務に統合することが含まれる場合があります。

該当し、かつ実施可能な場合、サプライヤーは、ISO 14001又は同等のものを使用し、環境管理基準及び慣行を実施することにより、環境パフォーマンスの継続的な改善に取り組まなければなりません。

さらに、サプライヤーには、科学的根拠に基づく目標イニシアチブ(SBTi)、科学的根拠に基づく目標ネットワーク(SBTN)、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)などのイニシアチブを通じて、そのパフォーマンスと進捗状況を報告し、公表することを奨励します。

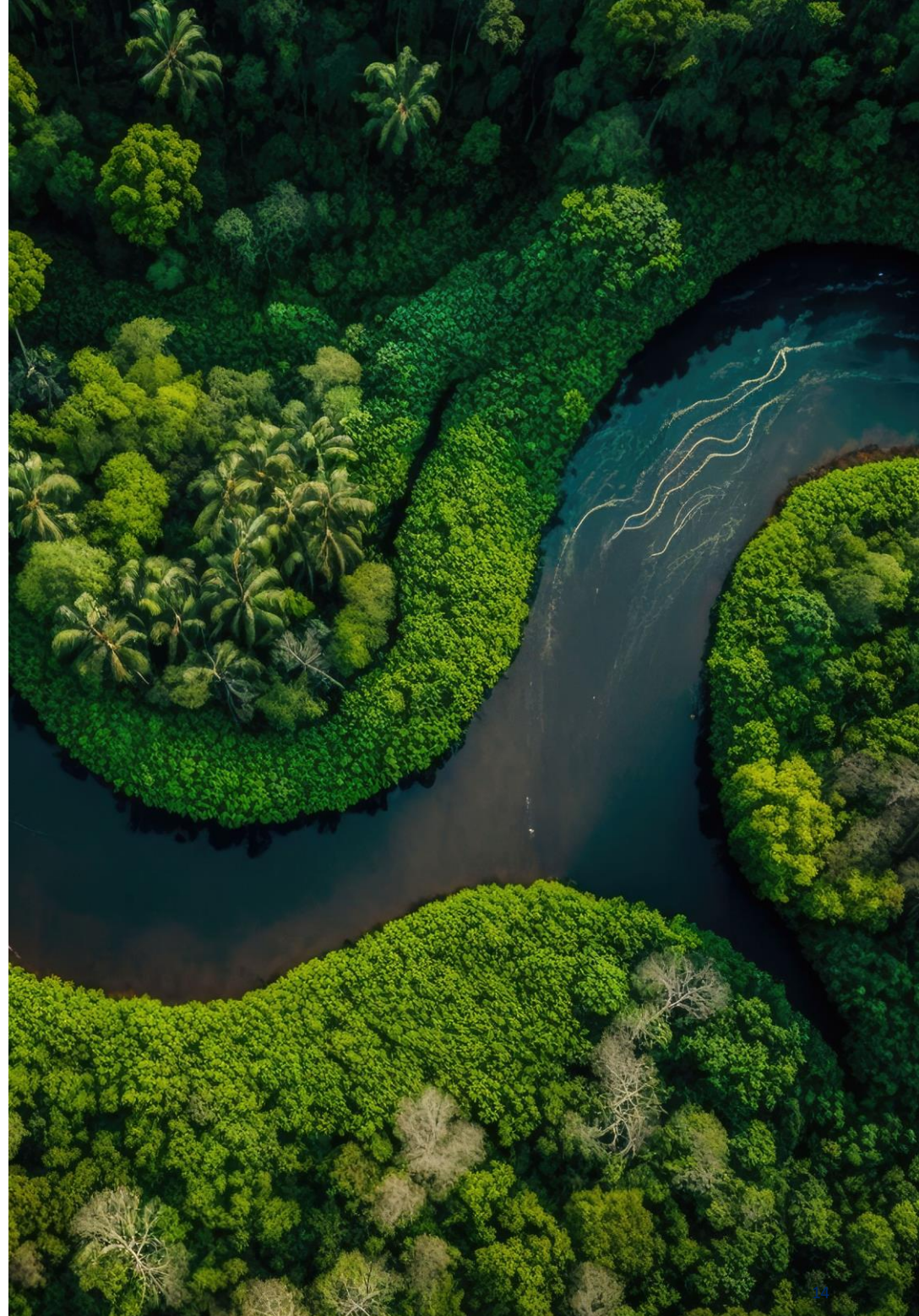
当社は、当社の事業、製品及びサービスが環境に及ぼす影響の低減に努めています。そのため、サプライヤーには、(要請がある場合に)自社の環境パフォーマンスに関する情報や合理的な支援をグループに提供することが求められます。

**該当する場合、これには、次のものが含まれます(ただし、これに限りません)。**

- グループの製品に関するライフサイクル評価
- グループの製品の廃棄物フットプリントに関するデータ及び情報
- グループのスコップ3排出量に関する二酸化炭素排出削減計画

BATグループの**環境方針に関する声明**に沿って、サプライヤーには次の優先分野における環境への配慮を奨励しています。

- 気候変動への取り組み
- 廃棄物の削減と循環型経済への移行
- 生物多様性と森林の保護
- ウォータースチュワードシップ



## 気候変動への取組み

サプライヤーには、次の目的で、温室効果ガス(GHG)排出量に関する環境パフォーマンスの記録を管理、監視、保存することを期待しています。

- 自社のGHG排出量(スコープ1及びスコープ2)の把握
- 自社のGHG排出量の削減
- サプライチェーンのGHG排出量(スコープ3)の把握
- サプライヤーとの連携による、サプライチェーンのGHG削減

最低限、サプライヤーには次のことを期待しています。

- 2030年までに、購入電力の100%を再生可能エネルギー源から取得することを目指すための合理的な努力をする。
- スコープ1及びスコープ2の排出量をBATグループに報告する(要請があった場合)\*。

サプライヤーには、次に示す目標に向かって取り組むことを期待しています。

- スコープ3の排出量をBATグループに報告する(要請があった場合)\*。

該当し、かつ実施可能な場合、サプライヤーは次に示す目標に向かって取り組む必要があります。

- GHG[CO2e]マネジメントシステムの導入(例:ISO 50001、PSA 2060)
- バリューチェーン全体で、遅くとも2050年までにネットゼロの目標を設定
- スコープ1、スコープ2、スコープ3の排出量に関する外部検証済み報告書の提供
- 製品及びサービスの一次データの、(LCAを通じた)特定の排出係数への改善

\* GHG算定及び報告基準の詳細については<https://ghgprotocol.org>をご覧ください。

## ③ スコープ3排出量とは

持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)の温室効果ガスGHGプロトコルでは、二酸化炭素の排出量は3つのカテゴリー(スコープ)に分けられています。

- **スコープ1**は、組織が所有又は管理する排出源からの直接排出を対象としています。
- **スコープ2**は、組織が消費する購入電力、蒸気、温熱、冷熱の発電による間接排出を対象としています。
- **スコープ3**には、購入物品・サービス等、組織のバリューチェーンにおいて発生するその他すべての間接排出が含まれます。



## 廃棄物の削減と循環型経済への移行

サプライヤーには、より少ない資源を使用し、廃棄物を削減し、製品とプロセスの再利用、リサイクル及び循環の実現を目指すことを期待しています。

サプライヤーは2025年までに、包装目的でBATグループに提供されるすべての材料が、完全に再利用可能、リサイクル可能又は堆肥化可能であるように設計されていることを確認しなければなりません。

サプライヤーには、BATグループに包装目的で提供される材料にリサイクル素材を含めるよう取り組むことを期待しています。

該当し、かつ実施可能な場合、サプライヤーは、再生可能資源の使用の増加及びバージン原料の使用削減を含むがこれらに限定されない、製品の循環性を考慮した設計に向けて取り組む必要があります。

## 生物多様性と森林の保護

該当する場合、サプライヤーは自然を保護、保全、再生するための措置を講じ、BATグループに提供される製品及び製品材料のサプライチェーンにおいて、森林破壊ネットゼロを目指すことが期待されています。

木材及び木材/パルプベースの材料(一次及び二次包装、上質紙、アセテートウ及びPOS材料を含むがこれらに限定されない)並びにたばこ葉のサプライヤーは、森林伐採及び土地転換が行われていない(DCFステータス)材料及びたばこを、可能な場合は独立した認証を取得し、持続可能で追跡可能な供給源からの木材で生産又は硬化(該当する場合)することが期待されています。

該当し、かつ実施可能な場合、サプライヤーは、自社の事業及びバリューチェーンにおける生物多様性への依存と影響の理解に取り組む必要があります。

## ウォーター・スチュワードシップ

該当する場合、サプライヤーは取水量を削減し、事業全体で水のリサイクルを増やすことを期待されています。

サプライヤーは、世界資源研究所(wri.org)などが定義しているように、事業を行っている地域の水リスクレベルを認識していなければなりません。

サプライヤーには、水不足の脅威にさらされている地域に焦点を当て、自社の事業及びバリューチェーンにおける水への依存と影響の理解に取り組むことを期待します。

該当し、かつ実施可能な場合、サプライヤーは、理想的にはアライアンス・フォー・ウォーター・スチュワードシップ基準(<https://a4ws.org/about/>)に準拠するか、それと同等の水準に基づき、業務及びサプライチェーンにおける水リスクの軽減に取り組む必要があります。



## グループの連絡先

サプライヤーが通常連絡するグループ会社の連絡先

調達部門長:

[procurement@bat.com](mailto:procurement@bat.com)

スピークアップ・チャンネル:

[www.bat.com/speakup](http://www.bat.com/speakup)

スピークアップ・ホットライン:

[bat.com/speakuphotlines](http://bat.com/speakuphotlines)



# マーケティングと取引

当社はグループの製品について、責任あるマーケティング及び取引が行われるよう取り組んでいます。

## 責任あるマーケティング

当社は、あらゆる自社製品について、18歳以上の成人消費者のみを対象とする責任あるマーケティングを行うことに全力で取り組んでいます。

当社のマーケティングは、「**Responsible Marketing Principles (責任あるマーケティング原則)**」に従っています([www.bat.com/imp](http://www.bat.com/imp)又は関連する現地のグループ会社のウェブサイトから入手可能)。

そのため、サプライヤーは次のことを遵守するよう求められます。

- 現地法令より厳格な場合でも、グループの**責任あるマーケティング原則**を最低限の基準とすること
- 現地の法令又はその他のマーケティング規範がグループのマーケティング原則より厳格な場合又は優先される場合、現地の法令又はその他のマーケティング規範を採用すること

## 違法取引

当社製品の違法取引の取締りは、グループにとって重要な優先課題です。密輸製品や偽造製品の違法取引は当社の事業に損害を与え、正規品の横流しはBATの評判を損ないます。

当社は、当社製品の違法取引へのいかなる関与も許さず、またそれを容認しません。従ってサプライヤーが、直接的であれ間接的であれ、当社製品の違法取引に関与したり、支援したりしないことが極めて重要となります。

そのため、サプライヤーには次のことが求められます。

- 当社製品の違法取引に、違法と知りながら関与したり、支援したりしないこと
- 次のものを含む効果的な違法取引防止策を実施すること
  1. 市場への供給を、正当な需要に即したものとするための措置
  2. 該当する場合には、違法取引への関与が疑われる顧客、サプライヤー又は個人との取引の調査、停止及び中止のための手続き
- 違法取引の公式な捜査について当局と協力を行う際には、これが合法な方法で行われるようにしてください。また、どのような贈収賄や汚職であれ「ゼロ・トランス」でアプローチするという当社の方針に沿って行動してください。当局と行動する場合には贈収賄及び汚職のリスクがある点に特に注意してください。

## ? 違法な製品の種類

### 偽造品又は偽物

商標所有者の認識又は許可なしに、安価な規制対象外の材料を使用して製造された、ブランド製品の違法な複製品。

### 国内の脱税

同じ国で製造及び販売されるが、現地当局に申請されておらず、消費税(物品税)の支払が行われていない製品。これらの製品は、合法又は違法な工場で製造されています。

### 密輸

租税や関税の支払なしに、又は輸出入を禁止する法令に違反して、ある国から別の国に持ち込まれた製品(正規品又は偽造品)。



## グループの連絡先

サプライヤーが通常連絡するグループ会社の連絡先

調達部門長:

[procurement@bat.com](mailto:procurement@bat.com)

スピークアップ・チャンネル:

[www.bat.com/speakup](http://www.bat.com/speakup)

スピークアップ・ホットライン:

[bat.com/speakuphotlines](http://bat.com/speakuphotlines)





# 事業の誠実性

当社は事業のあらゆる面で、高度な誠実性に取り組んでいます。事業の結果のために倫理基準に関して妥協することはありません。

## 定義

「不当な行為」とは、誠実に、公平に、信託義務に則って行われるという期待に違反して、事業活動又は公的な職務を実施する(又は実施しない)ことを意味します。

「ファシリテーション・ペイメント」とは、下級公務員による通常業務を円滑にする、又は迅速化する目的で、本来は支払う必要のない少額の金銭を支払うことを指します。ファシリテーション・ペイメントは、多くの国で違法となっています。また英国を含む一部の国では、自国民が海外でファシリテーション・ペイメントを行うことも犯罪とされています。

## 利益相反

サプライヤーには、業務関係における利益相反の発生を回避すること、利益相反が実際に生じている又は生じる可能性がある状況に関しては、完全な透明性のある運営を行うことが義務付けられます。

そのため、サプライヤーは次のことを実施するとともに、従業員がこれを確実に行うための措置を講じなければなりません。

- サプライヤーの個人的・商業的な利益、その役員や従業員の利益が、BATグループ会社の利益と相反するような又は相反すると思われるような事態を避ける
- グループの従業員又はその近親者が、サプライヤーの事業活動に何らかの利益を有する、又はサプライヤーと経済的繋がりを有する場合には、その旨をグループに開示する
- 現実の利益相反状況がある、潜在的な利益相反の状況がある、又はこれらがあるとみなされかねない状況が生じた場合には、直ちにグループに報告し、その対応方法を開示する

これらの規定は、サプライヤーがグループの競合企業と合法的かつ適切な取引を行うことを妨げる意図によるものではありません。

## 贈収賄及び汚職

サプライヤー(又はその従業員若しくは代理人)が贈収賄やその他のいかなる汚職行為に  
加担又は関与することは許されません。

そのため、サプライヤーは贈収賄となりうる次のような行為に関与しないようにしなければなりません。

- ある者に対して、その者の不当な行為やサプライヤーやグループの利益となるような不当な影響を生じる決定を、誘引し又はそれに対する見返りを提供するために、直接的か間接的かを問わず、贈答品、金銭の支払又はその他の便益(接待、キックバック、求人・就職、投資機会等)を提示、約束又は供与してはなりません。
- 直接的か間接的かを問わず、不当な行為又は、グループの決定に不当な影響を与え若しくはそれを意図したとの印象を与えるような、報酬又は見返りとして、贈答品、金銭の支払又はその他の便益を要求、授受、授受に同意又は受領を承認してはなりません。

- 公務員に対して、サプライヤー又はグループの利益になるように、公務員としてのその者に影響を与えることを意図して、贈答品、金銭の支払又はその他の便益を提示、約束又は供与してはなりません。
- 従業員の健康、安全又は自由を保護するために絶対的に不可欠な場合を除き、グループの事業に関して(直接的か間接的かを問わず)ファシリテーション・ペイメントを行ってはなりません。
- サプライヤー又はグループのための業務又はその代理で業務を行う第三者が、不適切な支払の提示、提供、要求又は受領することを確実に防ぐために、相応かつ効果的な監督を維持しなければなりません。

## 贈答品・接待(G&E)

業務に関連して、ときおり、接待又は贈答品を授受することは、許容可能な商習慣です。しかし、不適切又は過剰な贈答品や接待は、贈収賄の一形態とみなされ、BAT及びサプライヤーに重大な損害を与える可能性があります。

サプライヤーは、贈収賄や汚職行為となる、又はそのような印象を与える贈答品・接待を授受してはなりません。そのため、

- サプライヤーがグループ会社及びその従業員とビジネスを行う際には、規準に規定されているグループの接待・贈答品に関する章の原則を遵守することが求められます。
- グループが関与する入札又は競合入札手続きの実施期間中は、BAT従業員とサプライヤーとの間における贈答品・接待の交換は禁じられています。
- サプライヤーは、グループに代わり、公務員又はその近親者、友人、関係者等に、何らかの贈答品・接待(又はその他の個人的な便宜)を提供することにより、その者に直接的又は間接的に影響を与えようとしてはなりません。形式的な範囲を越えた公務員への贈答品は、適切とはみなされません。

## 制裁措置及び輸出管理

サプライヤーは、適用されるすべての国際的な制裁体制及び輸出管理規制に準拠して自社の事業を営む必要があります。禁止又は制限されている場合には、制裁地域又は制裁対象者に一切関与しないようにしなければなりません。

そのため、サプライヤーは次のことを実施しなければなりません。

- 自社の事業に影響を与える、適用されるすべての制裁制度を認識し、かかる制度を完全に遵守すること。
- 制裁措置に違反するリスク又はグループによる制裁措置違反の原因となるリスクを最小限に抑える効果的な内部統制を実施すること、及び、従業員が制裁措置を理解し、効果的に遵守できるようにするための研修や支援を提供すること。特に、制裁対象地域からの調達や、海外への資金の移転、国境をまたぐ製品、技術若しくはサービスの供給又は購入に関わる業務については重要となります。
- 制裁対象地域に由来する若しくは当該地域で積替えが行われた物品・サービスをグループへ納入・提供しようとしている場合、制裁対象地域若しくは制裁対象者へ支払を行う場合、又は制裁対象地域若しくは制裁対象者へ若しくはこれらを通じて、グループ製品の納入を予定している場合は、グループに報告すること。

## ② 制裁措置及び輸出管理とは

制裁措置とは、国や事業体、個人に対して、米国や英国などの個々の国家や国際連合やEUなどの国際組織によって実施される、特定の対象国又は対象者との又はこれらが関わる貿易や取引(資金の移転を含む)の制限又は禁止のことです。

対象が非常に広範囲にわたる制裁制度もあります。例えば、米国の制裁は、米国民でない者が米国外で行っている場合にも適用されます。特筆すべきは、米国が、制裁対象者が関与する場合は非米国当事者間の支払であっても、また、米国産品及び米国産品を材料とする製品を制裁対象地域又は特定の制裁対象者に輸出・積替えする場合であっても、米ドル及び米国の銀行の使用を禁止していることです。

一部の制裁制度は、制裁対象地域に全部又は一部が由来する製品の輸入や輸出、再輸出、並びにこうした制裁対象地域を経由する製品の積替えに適用されます。

制裁以外に、特定の種類の商品については、輸出管理規制により、その国境を越える移動には許可等の取得が義務付けられています。特定の商品に輸出管理規制が適用される場合、その商品を輸出する前に、常に適切な許可を取得していることを確認しなければなりません。

制裁措置や輸出管理規制に違反した場合は、罰金、輸出許可の取消し、個人に対する懲役・禁固刑などの重い罰則が科されるほか、自社の評判や提携銀行との関係にも深刻な被害が生じます。

## マネー・ロンダリング及びテロ資金調達対策

サプライヤー(又はその従業員又は代理人)がマネー・ロンダリングやテロ資金供与に加担又は関与することは許されません。

サプライヤーは、効果的な管理を実施し、関連する法域においてマネー・ロンダリングやテロ資金供与となりうる活動や、BATIに違反を生じさせる活動に一切関与しないよう、効果的な管理を行わなくてはなりません。許されない行為には、違法な資金や財産を隠したり現金化したりすること、犯罪行為から得た収益を保有又は取り扱うこと、テロリスト集団やテロ活動の利益になるように、又はそれを支援するために、事情を知りながら、資金調達をしたり、資産の移転を支援したりすることが含まれます(ただし、これに限りません)。

## 記録と秘密保持

グループと事業を行うため、サプライヤーが当社の事業に関する機密情報や非公開の記録へアクセスすることが必要になる可能性があります。

そのため、サプライヤーは次のことを実施しなければなりません。

- 当該情報の保護及び秘密保持を徹底すること
- グループからの事前の許可なく機密情報を開示しないこと
- 公共の場での議論や文書の使用を通じて、意図せずとも機密情報を開示してしまう危険性に留意すること

サプライヤーは、財務情報であるか否かにかかわらず、適用される法令に従って最新の事業記録を保管するとともに、関連するすべてのデータ保護法及びプライバシー関連法に従って個人データを取り扱わなければなりません。グループの事業に関する記録はいかなるものであれ、グループが求める期間、保管しておく必要があります。

## データプライバシーとサイバーリスク

当社はサプライチェーンの全体にわたって、当社のシステムやデータ(個人データを含む)の誠実性及びセキュリティの保護に全力で取り組んでいます。

サプライヤーは、個人データを含むグループのデータを保護し、必要に応じてグループのシステムへのアクセスを保護するために、適切なシステムや管理を維持することが求められます。多くのサプライヤーが、グループの個人データや機密情報を保持又はこれにアクセスする権限を付与されています。

こうしたデータやグループのシステムのセキュリティ、そしてグループの事業の保護のためには、サプライヤーが「一般データ保護規則(GDPR)」等の国際的なデータプライバシー法を遵守することに加えて、優れたサイバー衛生管理を行うことが重要になります。そのため、サプライヤーには、データ保護及びサイバーセキュリティに関する法令、指針並びに業界のベストプラクティス(データ保護評価(法律で求められている場合)、サイバー脅威評価を含む)の遵守が求められます。

個人データを含むデータの管理方法に対するサイバーセキュリティ上の脅威やリスクは、絶えず変化しています。サプライヤーが、グループのデータを保護し、グループのシステムへのアクセスやあらゆるデータ処理を安全に行い、文書化された手順に従ってこれを管理するための適切な技術上の措置、ポリシー及び手順を整備していることが重要になります。

そのため、サプライヤーは次のことを実施しなければなりません。

- データ保護、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティに関する適切なポリシーを整備し、定期的に更新すること
- これらのポリシーの遵守状況を継続的に監視し、是正措置が速やかに講じられるようにすること
- データ保護ポリシーに対する違反の可能性やセキュリティ事故については直ちに調査を行い、グループのデータやシステムに影響を及ぼす可能性のある事故についてはグループに報告すること
- グループからの求めがある場合には、それに沿った是正措置を講じること

## データ保護とサイバーリスクの評価

サプライヤーは、自社の組織にとってのリスクや、そのリスクがグループのデータ(個人データを含む)の取扱いやグループのシステム及びデータへのアクセスにどのように影響を及ぼす可能性があるかについて、継続的に評価を行う必要があります。

サプライヤーは、脅威・リスクモデルに従い、自社が保有するグループのデータや、グループのシステムへのアクセスに伴うリスクを考慮しなければなりません。

## 公正な競争と反トラスト法令

当社は、競争法(又は「反トラスト」法)に準拠した自由競争を信条としています。

そのため、サプライヤーは公正かつ倫理的に競争するとともに、事業を展開している各国及び各経済地域において競争法を遵守しなければなりません。

## 脱税

サプライヤーは、事業を展開している国の税に関して適用される法令及び規則をすべて遵守するとともに、税務当局に対する開示性と透明性を有していなければなりません。

サプライヤーは、いかなる場合でも、意図的に違法な脱税に関与したり、他人による脱税を助成したりしてはなりません。

そのため、サプライヤーは効果的な管理を実施し、脱税又は脱税助成のリスクを最小限に抑えなければなりません。また、従業員がそうした管理を理解し、効果的に実行し、いかなる懸念をも通報できるように、適切な研修、支援、通報手順を提供する必要があります。



## グループの連絡先

サプライヤーが通常連絡するグループ会社の連絡先

調達部門長:

[procurement@bat.com](mailto:procurement@bat.com)

スピークアップ・チャンネル:

[www.bat.com/speakup](http://www.bat.com/speakup)

スピークアップ・ホットライン:

[bat.com/speakuphotlines](http://bat.com/speakuphotlines)

# BATのSoBCアプリや オンラインで本規範 をチェック



QRコードをスキャンしてダ  
ウンロードするか、  
[www.bat.com/suppliercode](http://www.bat.com/suppliercode)  
にアクセスしてください





# 詳細は下記まで お問合せください

BATグループ調達部門長 ([procurement@bat.com](mailto:procurement@bat.com)) British  
American Tobacco, p.l.c.  
Globe House  
4 Temple Place London  
WC2R 2PG  
United Kingdom

Tel:44 (0)207 845 1000



[bat.com/suppliercode](https://bat.com/suppliercode)